

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 静岡市番町市民活動センター
- 2 指定管理者の名称 特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
- 3 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募集期間 令和2年10月23日～令和2年11月24日
- イ 申請団体（順不同） 特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

- (ア) 書類審査 令和2年12月1日
- (イ) プレゼンテーション 令和2年12月1日

イ 審査委員会

- 委員長 秋山 健（市民局次長）
- 委員 岡本 裕治（市民局参与兼市民自治推進課長）
- 委員 鎌田 正代（男女共同参画課長）
- 委員 松下 光恵（NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか代表理事）
- 委員 千野 和子（ふじのくにNPO活動センター長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

(イ) 点 数 81.8点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 36,490千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・社会課題を「自分ごと」にする市民を増やし、その市民が市民活動を行えるよう仲間づくり、コミュニケーションを大切にした事業計画が立てられており、市民活動の広がりへの期待がもてる。
- ・長年学校として慣れ親しまれた場所であること等の地域性を踏まえ、地域の自治会や地区社協、隣接施設の特別支援教育センター等を委員に加えた運営委員会を開催するなど地域全体で施設運営を考えることができる計画が立てられている。
- ・特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会は平成21年から当該施設の指定管理業務を受託していることから、提示された事業計画はこれまでの実績・経験に基づいた適切なものであり、事業実施の実現性が高いと評価した。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月15日

(7) 公 告 令和3年3月18日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市番町市民活動センター

| 基本項目                                       | 審査項目   | 比率① | 評価② | 点数<br>①×② |
|--|--|-----|-----|-----------|
| 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。<br>【15点】 | 運営方針の策定において、施設の設置目的を理解しているか。<br>中間支援施設としての役割を理解しており、静岡市市民活動センター条例や第3次静岡市市民活動促進基本計画に沿ったものか。 | × 1 |     |           |
|  | 市民活動についての現状把握ができており、現実性のある将来展望を持っているか。   | × 1 |     |           |
|  | 仕様書の内容を理解し、旧一番町小学校の跡地利用であること等施設の特性を考慮した上で、事業計画に反映しているか。                                    | × 1 |     |           |
|  | 【所見欄】  |     |     |           |
| 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。<br>【45点】   | 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。   | × 1 |     |           |
|  | 利用者ニーズの把握の仕組みが確立しており、そのニーズが運営に反映される仕組みを持っているか。   | × 1 |     |           |
|  | 「市民活動に関する情報の収集及び提供」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。  | × 1 |     |           |
|  | 「市民活動に関する相談」について、適切で効果的な相談体制が取られているか。  | × 1 |     |           |
|  | 「市民活動に関する講座等の実施」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。   | × 1 |     |           |
|  | 「市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。                 | × 1 |     |           |
|  | 「施設の提供」について、利用許可にあたっての公平性の確保と利用者増の方策に基づく、適切で効果的な事業計画が立てられているか。                             | × 1 |     |           |
|  | 「市民活動支援システムの運用に関すること」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。  | × 1 |     |           |
|  | 「事務ブース等利用団体のマネジメント、活動等の支援」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。                                       | × 1 |     |           |

|   |  |     |  |  |
|---|--|-----|--|--|
|   | 【所見欄】                                      |     |  |  |
| 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。<br><b>【30点】</b> | 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営実績は十分か。   | × 2 |  |  |
|   | 事業を行う人材及びネットワーク等を有しているか。                   | × 2 |  |  |
|   | 事故、災害時など緊急時における対策は適切か。                     | × 1 |  |  |
|   | スタッフの指導育成方針が示されており、方向性に基づいた研修計画等が整備されているか。 | × 1 |  |  |
|   | 【所見欄】                                      |     |  |  |
| 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。<br><b>【10点】</b>          | 組織として会計の原則に則った適切な経理ができる、体制や能力を有しているか       | × 1 |  |  |
|   | 財務諸表の評価（流動比率、自己資本比率、損益計算書）                 | × 1 |  |  |
|   | 【所見欄】                                      |     |  |  |

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

| 満 点  | 最低基準<br>(70%) | 合計点数 |
|------|---------------|------|
| 100点 | 70点           | 点    |

**【意見欄】**